# 田村市農業委員会だより

第10号
令和4年4月
田村市農業委員会
☎81-1216
FAX81-1210

## 会長あいさつ

会長
吉田 修一

日頃より、農業委員会業務活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の地域農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化などで耕作放棄地の増大がより深刻な状況であり、農業委員会による非農地判定により守るべき農地を明確化し、農地利用の最適化に努める必要があります。本委員会においては、毎月の報告会で農業委員と農地利用最適化推進委員の現場活動における情報共有を図っておりますことから、各委員が毎月1回1農家以上を訪問し、農政情報の提供や相談活動を行い、担い手への農地等の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消・新規参入の促進など農地利用の最適化を積極的に推進してまいります。

また、原子力災害が発生して11年を迎えた今、未曾有の被害を受けた農業の復興・復旧を最優先に農業振興のため関係機関の取り組みが重要であると考えております。

さらに本市の基幹作物である米作については、昨年の米価下落がより厳しい状況であり、農業再生協議会・市町村・JAなどによる、情報共有、生産販売確保等対策が必要となります。需給・米価安定策、経営所得安定対策等を市・県・国に強く要望してまいります。

結びに農地利用の最適化の推進を適正に遂行するために、地域農業の課題や農業者の声を組み上げ、委員一同総力を上げて、地域農業の諸活動を展開し、田村市の農林業振興のため、持続可能な農業経営ができるよう皆様の意見を頂きながら委員一同協力し活動してまいる所存です。今後とも皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和３年度県下農業委員会大会

農地パトロール事前調査

情報部会会議

農地パトロールの実施

忘れていませんか？　こんなとき…
・農地を農地以外で活用する
・農地の権利を移動する
・農地を相続した
・農地に土盛りをしたい

●農業委員会に申請や届け出が必要です。
まずは電話でご相談ください。

全国農業新聞
農業情報を分かりやすくお伝えします。
人づくり、経営づくり、に役立ちます。
●毎週金曜日発行
●購読料1カ月700円（税込）
お申し込みは、農業委員、
農地利用最適化推進委員または農業委員会へ
田村市農業委員会事務局 ☎81-1216

## 令和3年度の農業委員会の出来事

### 「農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会」

昨年8月20日、委員合同研修会が市役所で開かれ「田村市の農業」と題して、本市農業の今後の展望について、市長から講演をいただきました。

▲熱心に講演を聴く各委員

### 「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書提出」

昨年10月19日、農業委員会は農業者の代表として、次の項目を市の施策に反映するよう田村市へ意見書を提出しました。

【要望内容（抜粋）】
①担い手への農地利用の集積・集約化
②遊休農地の発生防止・解消
③新規参入の促進
④農業の担い手・後継者対策
⑤有害鳥獣対策



田村市農業委員会だより

## 農地パトロール

3年度の農地パトロールを昨年9月21日から28日にかけて行いました。この調査は市内の全農地を対象に、遊休農地の実態の把握と発生防止と解消、農地の違反転用発生防止について重点的に取り組むものです。期間中市内を8班に分け、各担当地区の農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局で調査を行いました。

農地の利用状況は、山林に接した農地や大型機械が入れないところがかなり増え、荒廃・遊休化が進行しているように見受けられました。

また、2年9月から3年8月までに農地法第4条・第5条の許可を受けた転用の進捗状況はおおむね計画通り進行しているものの、一部未着手が見受けられました。

▲農地パトロールの様子

### 遊休農地が増加する要因

●農業者の高齢化
●後継者不足
●経費の増加
遊休農地になってしまうと…
★雑草・害虫の増加
★周辺農地への悪影響
★不法投棄（ゴミ）の増加

今後の対応

●農地の有効活用
●中間管理機構への登録
●担い手・受委託の活用 など
●非農地の地目変更
皆さん!!
所有農地の管理状況はどうですか？

## 現況確認証明（非農地証明）

現況確認証明（非農地証明）とは、土地登記簿上の地目が農地（田・畑等）でその現状が農地以外の土地になっているもので、一定の条件を満たしている場合、農地でないもの（非農地）として認定し、証明することです。

●証明の基準
現状の土地の利用状況、非農地化してからの年数などを考慮し、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と現地確認を行ったうえで認定し証明します。

●申請方法
次の申請書類（下表）を農業委員会事務局へ提出してください。申請受け付けは、前月25日頃から末日までです。
※土・日、祝日は除きます。末日が土・日、祝日の場合は、直前の開庁日まで受け付けます。

| 提出書類 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|
| 申請書 | 2 | |
| 位置図（案内図） | 2 | 申請地図 |
| 土地登記簿謄本 | 1 | 法務局発行（3カ月以内のもの） |
| 公図の写し | 1 | 公図の写しは税務課発行のものでも可 |
| 現況写真 | 1 | 数枚（各方向から撮影） |
| 非農地化した経過を示す資料 | (1) | 内容により提出を依頼 |
| 継承関係を確認できる資料 | (1) | 申請書が承継人の場合 |

### 農業者年金で老後の生活を安心サポート！

●加入要件
年間60日以上農業に従事する、国民年金の第1号被保険者で20歳以上60歳未満の方
●保険料額は自由に決められます
【通常加入】
月額20,000円～67,000円まで千円単位で加入。
●終身年金で80歳まで保証付き
●税制面で優遇措置があり
●一定の要件を満たす農業者（認定農業者等）には、保険料の国庫補助があります。
詳しくは、農業委員会またはJAへお問い合わせください。

### 「一般社団法人福島県農業会議代表理事会長表彰」

昨年11月11日、福島市の「パルセいいざか」で開かれた「令和3年度福島県下農業委員会大会」で村上好徳前会長が「永年勤続農業委員会長」として表彰を受け、吉田会長から村上前会長へ表彰状が伝達されました。この表彰は9年（3期）以上在職した農業委員会長に贈られます。農業委員として長年にわたり続けてこられた地道な活動に感謝します。

▲左から、市長、吉田会長、佐藤会長職務代理

▲左から、吉田会長、村上前会長